

第1章

信用調査と決算書

第1節 信用調査のポイントと財務分析.....	002
1 信用調査の重要性.....	002
2 信用調査の手法.....	003
3 定性情報と定量情報.....	003
4 財務分析の重要性.....	004
第2節 会計制度の概要.....	006
1 財務会計にかかる法律.....	006
2 企業会計原則.....	008
3 I F R S (国際財務報告基準).....	009
4 中小企業の会計に関する指針と基本要領.....	010
第3節 決算書の構造と関連.....	014
1 貸借対照表.....	014
2 損益計算書.....	020
3 株主資本等変動計算書.....	023
4 製造原価報告書.....	025
5 個別注記表.....	031
6 法人税申告書・勘定科目内訳明細書.....	033

第2章

会計処理の基本

第1節 金銭債権と貸倒引当金・貸倒損失.....	042
1 金銭債権.....	042
2 貸倒引当金.....	044
3 貸倒損失.....	045
4 電子記録債権.....	046
5 外貨建取引.....	049
6 デリバティブ取引.....	051
7 ヘッジ会計.....	057
第2節 有価証券.....	060
1 有価証券の区分と分類.....	060
2 有価証券の取得原価と評価基準.....	060
3 有価証券の減損処理.....	063
4 法人税法上の評価基準.....	064
5 有価証券の評価方法.....	064

目次

第3節 棚卸資産	066
1 棚卸資産の範囲	066
2 棚卸資産の取得原価と払出数量の計算	066
3 棚卸資産の評価基準	068
4 棚卸資産の評価方法	069
5 棚卸減耗損と商品評価損	070
第4節 固定資産	072
1 固定資産の分類	072
2 有形固定資産の取得原価	073
3 減価償却	073
4 減損会計	076
5 資産除去債務	082
6 圧縮記帳	083
7 リース会計	086
8 無形固定資産	091
第5節 繰延資産	094
1 繰延資産の意義	094
2 会社法上の繰延資産	094
3 法人税法上の繰延資産	096
4 繰延資産の表示	097
第6節 金銭債務	098
1 金銭債務の範囲と貸借対照表価額	098
2 金銭債務の貸借対照表への表示	099
3 デリバティブ取引	099
4 外貨建取引	100
第7節 引当金（負債性引当金）	101
1 引当金の意義と設定要件	101
2 賞与引当金の会計処理	102
3 退職給付引当金の会計処理	103
4 法人税法上の引当金	105
第8節 純資産	107
1 純資産の分類	107
2 資本金	108
3 資本剰余金	108
4 利益剰余金	110
5 自己株式	112

第9節 費用と収益	115
1 費用と収益の計上基準	115
2 費用収益対応の原則	117
3 実現基準（販売基準）の適用例	118
第10節 租税公課	121
1 租税公課の会計処理	121
2 税効果会計	124

本コースは、2016年9月末日現在の法令・会計基準等により解説
しています。

第1章

信用調査と 決算書

第1節 信用調査のポイントと財務分析

1 信用調査の重要性

◆◆◆ 経営環境の変化 ◆◆◆

バブル経済崩壊後の我が国の金融システムは、1980年代からの金融の自由化とその後金融危機を経て大きく変化しました。

まず、我が国の金融行政の運営方式であった護送船団方式が鳴りを潜め、透明性の高い金融行政が社会から求められることになりました。

さらに、B I S基準をはじめ様々なグローバル・スタンダードが導入されたことに伴い、金融機関に対する外部格付が重要な意味を持つようになりました。

この動きは、金融機関の融資方針にも大きな影響を与え、融資先に対する**社内(行内)格付**の採用につながっています。社内格付とは、融資先をその財務内容に則して数段階に区分し、各区分に対する融資基準を設定するというものです。もちろん、融資判断にあたっては、このような財務情報のみが基準になるわけではなく、定性情報または非財務情報も重要な意味を持つのですが、従来と比較して融資先の信用リスクを評価することの重要性が増しています。すなわち、以前の金融機関では、総資産を伸ばして規模の利益を追求する経営が重要視され、担保主義による融資拡大の経営方針がとられていたのですが、現在は、**信用リスク**（債務者の財政状態が悪化することによって債権が回収できなくなる危険性）と**市場リスク**（市場価格が変動する危険性）を統一的に把握し、経営の目的に合わせて運営を図る**リスク・マネジメント**が重要視されるようになりました。

この結果、融資先の信用調査は、従来以上に重要な意味を持つようになっていきます。

◆◆◆ 経常的モニタリング・システム ◆◆◆

融資先の信用調査は重要ではあるものの、経営環境の変化が激しい現代において、融資時に信用調査を行うのみでは不十分です。やはり継続的に融資先の財務状況の変化をフォローし、そのつど信用リスクの見直しを行う必要があります。

毎期の財務諸表（決算書）をフォローするのはもちろん、可能であれば、中間決算時の財務諸表や四半期報告書もチェックすることが望ましいと思います。

2 | 信用調査の手法

信用調査は、融資先の信用リスクを評価するために、その定性情報、定量情報全般にわたって調査・分析を行うものです。

ここにおける定性情報、定量情報には、次のようなものがあります。

(1) 定性情報

- ① 商業登記の内容
- ② 不動産登記の内容
- ③ 定款の内容
- ④ 会社情報

業務内容／取引金融機関／得意先／仕入先／株主構成／役員構成／代表者（出身地、出身校、生年月日、性別、趣味など）／業種別売上ランキング／組織図／従業員／訴訟の有無／子会社・関連会社／所属している協会／主要設備 など

(2) 定量情報（財務情報）

- ① 決算書（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、株主資本等変動計算書、個別注記表）
- ② 税務申告書（法人税、住民税、事業税・地方法人特別税・地方法人税、消費税）
- ③ 勘定科目内訳明細書（附属明細書）

3 | 定性情報と定量情報

◆◆◆ 定性情報 ◆◆◆

定性情報とは、金額などの数値では表すことができない情報を指します。たとえば、社長の経営方針は融資先の信用リスクに大きな影響を与えますが、その内容を数値のみで示すことは不可能です。

後述の定量情報による調査も重要ですが、定量情報はすべて過去の情報です。しかし、定性情報は、融資先の「ヒト」を中心とした現在の情報ですから、その会社の未来を推測するためには必ずチェックしなければなりません。

定性情報をより詳細に例示すると、次のようになります。

(1) 事業に関する情報

外部環境（法的規制、市況、相場、参入障壁、同業他社の動向など）／内部環境（商品・製品・サービスの品質、将来性、技術力、独自性など）

(2) 経営者に関する情報

性格／経歴／性別／健康状態／家族構成／交友関係／趣味／経理能力／意欲／個人資産／公職・業界団体における地位 など

(3) 従業員等に関する情報

年齢構成／勤続年数／組織図／業務分掌／最近の入退社の状況／雰囲気／社内の整理状況／平均給与／福利厚生制度／諸手当の内容 など

(4) 取引先に関する情報

主要取引先（会社名、取引規模、シェア、取引年数）／主な回収・支払条件／最近増減した取引先

(5) その他

利用している主要システム／訴訟の有無／経理・法務・社会保険等にかかる外部コンサルタント等／過去の税務調査の結果 など

◆◆◆ 定量情報 ◆◆◆

通常、金融機関が分析する定量情報は、決算書などに示されている財務情報を指します。要するに、定量情報分析は財務分析のことです。

財務分析の目的は、大きく分けて次の4つに分類されます。

(1) 収益性分析

会社がどの程度の利益を獲得する能力があるかを測定します。

(2) 安全性分析

会社の支払能力を測定します。

(3) 生産性分析

経営資源（ヒト、モノ、カネ）の効率や付加価値の分配状況を測定します。

(4) 成長性分析

会社の成長力（伸びる力）を測定します。

信用調査においては、主として収益性分析とキャッシュ・フロー分析を含む安全分析が行われます。

4 | 財務分析の重要性

融資先の信用リスクを評価するにあたって、定性情報の分析はきわめて重要です。しかし、定性情報には、基準値（メルクマール）を設けにくいという問題点があります。たとえば、融資先の取引先における当該融資先の評判、社長の人間性、会社の雰

困気、イメージなどは「良い」に越したことはないのですが、この「良いか悪いか」を判断するためには、一定の基準が必要です。しかし、この基準はきわめて曖昧あいまいかつ主観的になりやすいことも事実です。このことは、担当者の判断によって融資先の信用リスクの評価結果が変わってしまう可能性があることを示しています。

当然ですが、金融機関は組織によって運営されているので、ある担当者が「良い」という評価を付けていた融資先に対する判断が、その担当者の異動によって変わってしまうという事態は避けるべきです。

一方、財務分析は、金額で示された財務情報を分析するものなので、一定のルールに則って分析を行えば、誰がやっても同じ結果が出ます。また、財務分析では一定の基準値を設けることができるので、その評価結果を客観的に説明することも可能です。

第2節 会計制度の概要

1 財務会計にかかる法律

◆◆◆決算書作成の根拠法◆◆◆

会社が決算書を作成する根拠となっている法律には、会社法、金融商品取引法、税法の3つがあります。これらの法律は、次のように、それぞれ目的や適用対象会社が異なります。

【財務会計にかかる法律】

摘要	会社法	金融商品取引法	税法
法律の目的	株主・債権者の保護	投資家の保護	公平な課税
対象会社	すべての会社	上場会社等	すべての会社
作成資料	計算書類	財務諸表	税務申告書(注)

(注) 税務申告書は、原則として会社法の計算書類にもとづいて作成されます。

作成資料である計算書類や財務諸表は、それぞれ別の帳簿から作成されているわけではありません。一般に公正妥当と認められた会計基準である「企業会計原則」にもとづいて1つの決算書が作成され、各法律に合わせて表示方法や処理方法を調整・組み替えて作成されます。

◆◆◆会社法◆◆◆

会社法は、2006年5月1日に施行された法律で、それまでは商法や有限会社法など様々な法律に分散していた会社に関する規定を分離・独立させ、新たに改定を加えて成立したものです。

会社法は株主や債権者の保護を目的とする法律であり、たとえば配当可能利益の計算の規定により、株主と債権者の利害調整を行っています。

会社法上の大会社（資本金5億円以上または負債総額200億円以上の会社）は、その計算書類の適法性について監査法人または公認会計士による会計監査（会計監査人監査）を受ける必要があります。

株主および債権者は、会社の営業時間内であれば、一定の手続を行うことによっ

て、いつでも計算書類等の閲覧・謄写の請求をすることができます。

なお、計算書類の作成・表示にかかる細則は、「**会社計算規則**」に定められています。

◆◆金融商品取引法◆◆

金融商品取引法は、かつての証券取引法から模様替えをして2007年9月30日に施行されました。金融商品取引法の具体的な内容は、次の4つに分類されます。

- ① 投資性の強い金融商品に対する横断的な投資者保護法制の構築（投資サービス法制）
- ② 開示制度の拡充
- ③ 取引所の自主規制機能の強化
- ④ 不公正取引等への厳正な対応

このように、**金融商品取引法は投資家の保護を目的としており、きわめて厳しい内容になっています。**

金融商品取引法の適用対象は、株式を上場している会社等であり、これらの会社等には会計監査人監査が義務付けられています。

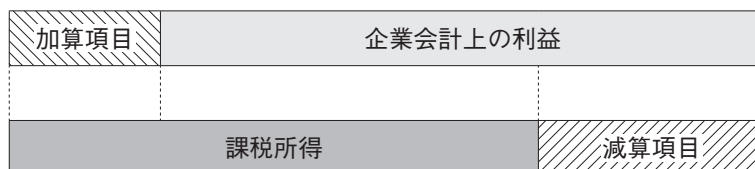
なお、財務諸表の作成・表示にかかる細則は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（**財務諸表等規則**）」および「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（**中間財務諸表等規則**）」ならびに「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（**連結財務諸表規則**）」などに定められています。

◆◆税法◆◆

税法と一口にいてもその種類は多く、会社に関するものだけでも、法人税法、所得税法、消費税法、地方税法など様々なものがあります。しかし、会社の決算書にかかる規定が定められているのは、法人税法および同施行令、同施行規則のみです。

税法は公平に課税することを目的としており、その課税対象となる利益（これを、「課税所得」といいます）は、企業会計上の利益とは異なります。しかし、法人税法上の利益は、企業会計上の利益とは別に算出されるのではなく、企業会計における利益に様々な調整を加えることによって求められます。

【利益と課税所得の違い】



(1) 加算項目

企業会計上の利益には含まれていないが、課税所得計算上は加算されるものです。

例：貸倒引当金繰入限度超過額、交際費等損金算入限度超過額 など

(2) 減算項目

企業会計上は利益に含まれているが、課税所得計算上は減算されるものです。

例：受取配当等の益金不算入額、繰越欠損金の控除額 など

2 | 企業会計原則

◆◆◆企業会計原則の特徴◆◆◆

企業会計原則は、企業会計審議会（現在は企業会計基準委員会）によって1949年7月9日に制定され、1982年4月20日に最終改正されています。

企業会計原則の特徴は、次のとおりです。

- ① 企業会計の実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを要約したもの
- ② 公認会計士が公認会計士法および金融商品取引法にもとづき財務諸表の監査を行う場合に従わなければならない基準
- ③ 将来において、会社法、税法などの諸法令を制定・改廃する場合に尊重されなければならないもの

このように、企業会計原則は、財務会計にかかる諸法令の基盤にある**会計規範**としての役割を持っています。

◆◆◆企業会計原則の一般原則◆◆◆

企業会計原則は、一般原則、損益計算書原則、貸借対照表原則、注解の4つの体系から成ります。

このうち、一般原則は、会社が開示する財務諸表に共通して必要とされる基本的な思想を示したもので、次の7つの原則があります。

(1) 真実性の原則

企業会計は、企業の財政状態および経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。

(2) 正規の簿記の原則

企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

(3) 資本取引・損益取引区分の原則

資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない。

(4) 明瞭性の原則

企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。

(5) 継続性の原則

企業会計は、その処理の原則および手続を每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。

(6) 保守主義（安全性）の原則

企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない。

(7) 単一性の原則

株主総会提出のため、信用目的のため、租税目的のため等種々の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼しうる会計記録にもとづいて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならない。

3 | IFRS（国際財務報告基準）

◆◆◆IFRSの概要◆◆◆

IFRS（国際財務報告基準）は、当初、ヨーロッパを中心に財務報告にかかるグローバル・スタンダードとして整備されたものであり、現在では主要国のほとんどが参加する国際会計基準審議会（IASB）が作成している会計基準です。現在、世界100か国以上で導入されており、世界中の企業を共通のモノサシで計ることができる唯一の基準です。

我が国では、2009年6月に当時の企業会計審議会がIFRSを導入するためのロードマップを公表しました。これによれば、2010年3月期から一定の上場企業に対してIFRSの早期適用を認め、2015年または2016年から上場企業に対してIFRSを強制適用するかどうかの決定を2012年に行うことになっていました。しかし、その後発生した東日本大震災などの影響で、IFRSの強制適用は当分の間延期されることとなり、現在は一部の上場企業において任意で適用されている状況です（2016年8月時点の任意適用企業数は、予定も含めて120社です）。

個人情報の取扱いと管理について

株式会社経済法令研究会（以下、弊社）は、個人情報の重要性を認識し、その保護の徹底を図るため、通信教育事業における個人情報の厳格なる取扱いおよび管理に努めています。

1. 個人情報利用の範囲

弊社通信教育受講お申し込みにより知り得た個人情報については、通信教育の実施・運営（教材、添削レポート、修了証等の発送および成績管理、受講料の入金管理等）および通信教育情報の提供に限った利用としています。

2. 個人情報の管理

弊社が所有する個人情報については、適切・厳重に管理し、第三者の不正なアクセスによる漏洩、流用、改ざん等を防止するため、万全のセキュリティ対策を講じています。原則として、受講者ご本人または教育ご担当者の同意なしには第三者に開示することはありません。

なお、業務の運営上必要な範囲において第三者へ業務委託する場合には、業務委託会社と契約を締結し、個人情報についての法令等を遵守し、適切な管理を行うよう義務付けています。

株式会社 経済法令研究会

けっさんしょよと
決算書から読み解く

けいえいしんだん
経営診断コース TEXT 1

発行人 金子幸司
発行所 (株)経済法令研究会
〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21
代表 03(3267)4811 企画・制作 03(3267)4814
受講手続・変更連絡等 03(3267)4813

営業所／東京 03(3267)4812 大阪 06(6261)2911 名古屋 052(332)3511 福岡 092(411)0805

表紙デザイン／図工ファイブ 制作／根岸孝栄 印刷／(株)日本制作センター

“経済法令研究会グループメールマガジン” 配信ご登録のお勧め

当社グループが取り扱う書籍、通信講座、セミナー、検定試験情報等、皆様にお役立ていただける情報をお届け致します。下記ホームページのトップ画面からご登録いただけます。

☆ 経済法令研究会 <http://www.khk.co.jp/> ☆